# 2021年 5月試験 ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 3級保険顧客

### 資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

#### - ★ 注 意 ★ -

- 1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
- 2. 本試験の出題形式は、三答択一式5題(15問)です。
- 3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
- 4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日(1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日)現在において施行の法令等に基づいて解答してください。 なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
- 6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
- 7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
- 8. その他、試験監督者の指示に従ってください。
- 9. 途中退出はできません。



#### 【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》~《問3》)に答えなさい。

#### 

Aさん(40歳)は、X株式会社(以下、「X社」という)を2021年6月末日に退職し、個人事業主として独立する予定である。Aさんは、X社を退職するにあたって、公的年金制度の取扱いや65歳以後の支給額について知りたいと思っている。また、Aさんは、現在、確定拠出年金の個人型年金(以下、「個人型年金」という)に加入しており月額23,000円を拠出しているが、当該制度以外にも将来の年金額を増やすことができる方法について詳しく知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

#### <Aさん夫妻に関する資料>

- (1) Aさん(40歳)
  - 1981年5月12日生まれ
  - 公的年金加入歴:下図のとおり(60歳までの見込みを含む)
  - 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20	歳 22	歳 40	歳 60歳
	学生納付	厚生年金保険	国民年金
	特例期間	被保険者期間	保険料納付予定期間
	35月	207月	238月

#### (2) 妻Bさん(40歳/専業主婦)

- 1980年8月21日生まれ
- 公的年金加入歴:18歳からAさんと結婚するまでの10年間(120月)、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。
- ※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。
- ※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、《設例》の<Aさん夫妻に関する資料>に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額(2020年度価額)を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

《問2》次に、Mさんは、X社退職後におけるAさん夫妻の公的年金制度の取扱いについて説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは国民年金の第1号被保険者へ種別変更の届出を行う必要がありますが、妻Bさんは 引き続き国民年金の第3号被保険者となります」
- 2) 「Aさんは国民年金の保険料を納付することになります。国民年金の保険料の納付方法には、 納付書による現金納付のほか、口座振替やクレジットカードによる納付があります」
- 3) 「Aさんは国民年金の保険料を納付することになりますが、将来の一定期間の保険料を前納することもできます。国民年金の保険料を前納する場合、前納期間や納付方法に応じて保険料の割引があります」

《問3》最後に、Mさんは、X社退職後、老後の年金収入を増やすことができる方法や各種制度について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんには学生納付特例期間がありますが、その期間に係る保険料を追納することで、老齢 基礎年金の年金額を増額することができます」
- 2) 「Aさんは、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料を納付することができます。仮に、A さんが付加保険料を180月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額72,000円が上乗せされます」
- 3) 「Aさんは、国民年金基金に加入することができます。国民年金基金の掛金の上限は、原則として、個人型年金の掛金と合わせて月額68,000円となります」

#### 【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問4》~《問6》)に答えなさい。

独身である会社員のAさん(40歳・男性)は、先日、生命保険会社の営業担当者から、介護に対する保障の準備として<資料1>の生命保険、資産形成の方法として<資料2>の生命保険の提案を受け、加入を検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

#### <資料1>

・保険の種類 : 無配当終身介護保障保険(終身払込)

· 月払保険料 : 8,700円

·契約者(=保険料負担者)・被保険者・受取人:Aさん

・指定代理請求人 : 母Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身介護保障保険(注)	介護終身年金 年額60万円	終身
介護一時金特約(注)	一時金 300万円	終身
指定代理請求特約	_	_

(注)公的介護保険制度の要介護2以上と認定された場合、または保険会社所定の 要介護状態になった場合に支払われる(死亡保険金の支払はない)。

#### <資料2>

・保険の種類 : 5年ごと利差配当付個人年金保険

・契約者(=保険料負担者)・被保険者・年金受取人: Aさん

・死亡保険金受取人 :母Bさん

·保険料払込満了年齢 : 65歳

·年金開始年齡 :65歳

· 月払保険料 : 15,000円

· 払込保険料累計額(①) : 450万円(25年間)

・年金の種類 : 10年確定年金

・年金開始時の一括受取額 : 約456万円

・基本年金年額 : 46.4万円

· 年金受取累計額(②) : 464万円

· 年金受取率 (②÷①) : 103.1% (小数点第 2 位以下切捨て)

·特約 : 個人年金保険料税制適格特約付加

※ 所定の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、公的介護保険(以下、「介護保険」という)について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①~③に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「介護保険の被保険者が介護給付を受けるためには、市町村(特別区を含む)から要介護認定を受ける必要があります。また、介護保険の第2号被保険者は、(①))要介護状態となった場合に介護給付を受けることができます。

介護保険の第2号被保険者が介護給付を受けた場合、実際にかかった費用(食費、居住費等を除く)の(②)割を自己負担する必要がありますが、同一月内の介護サービス利用者負担額が、一定の上限額を超えた場合、所定の手続により、(③)の支給を受けることができます」

- 1) ① 原因を問わず ② 1 ③ 高額療養費
- 2) ① 特定疾病が原因で ② 1 ③ 高額介護サービス費
- 3) ① 特定疾病が原因で ② 3 ③ 高額療養費

## 《問5》次に、Mさんは、《設例》の<資料1>および<資料2>の生命保険の保障内容等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが要介護状態となり働けなくなった場合、Aさんの収入の減少が想定されます。介護 費用がかさみ、支出が収入を上回る可能性もありますので、生命保険により、介護年金や介護 一時金を準備することは検討に値します」
- 2) 「厚生労働省の令和元年簡易生命表によると、男性の平均寿命は87.45歳(年)、女性の平均寿命は81.41歳(年)であり、男性のほうが平均寿命が長く、老後の生活資金の準備は、女性よりも男性のほうがその必要性が高いと思われます」
- 3) 「提案を受けている個人年金保険に加入後、年金受取開始前にAさんが亡くなった場合、死亡 保険金受取人は、契約時に定めた年金受取総額を死亡保険金として受け取ることができます」

### 《問6》 最後に、Mさんは、《設例》の〈資料1〉および〈資料2〉の生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「支払保険料のうち、<資料1>の生命保険に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となり、<資料2>の生命保険に係る保険料は個人年金保険料控除の対象となります。それぞれの控除の適用限度額は、所得税で50,000円、住民税で35,000円です」
- 2) 「Aさんが個人年金保険から確定年金として年金を受け取った場合、当該年金は雑所得の収入金額として総合課税の対象となります」
- 3) 「Aさんが所定の要介護状態となり、介護一時金特約から一時金を受け取った場合、当該一時金は一時所得の収入金額として総合課税の対象となります」

#### 【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問7》~《問9》)に答えなさい。

Aさん(43歳)は、X株式会社(以下、「X社」という)の創業社長である。Aさんは、先日、生命保険会社の営業担当者から、自身の退職金準備を目的とした下記の<資料>の生命保険の提案を受けた。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

<資料>Aさんが提案を受けた生命保険の内容

保険の種類:無配当低解約返戻金型終身保険(特約付加なし)

契約者(=保険料負担者): X社被保険者: Aさん死亡・高度障害保険金受取人: X社

死亡・高度障害保険金額 : 5,000万円保険料払込期間 : 65歳満了年払保険料 : 200万円65歳までの払込保険料累計額(①): 4,400万円

65歳時の解約返戻金額(②) : 4,600万円(低解約返戻金期間満了直後)

受取率(②÷①) : 104.5% (小数点第2位以下切捨て)

※解約返戻金額の80%の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》仮に、将来X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員 退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任 期間(勤続年数)を40年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職 の直接の原因ではないものとする。

- 1) 1,400万円
- 2) 2,200万円
- 3) 2,800万円

### 《問8》 《設例》の終身保険の第1回保険料払込時の経理処理(仕訳)として、次のうち最も適切なものはどれか。

	借	方				貸	方	
1)	保険料積立金		200万円	現 金	•	預 金		200万円
	借	方				貸	方	
2)	定期保険料		100万円	現 金	•	預 金		200万円
	前払保険料		100万円					
	借	方				貸	方	
3)	定期保険料		200万円	現 金	•	預金		200万円

## 《問9》Mさんは《設例》の終身保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが所定の高度障害状態になった場合、高度障害保険金5,000万円がX社に支払われます。さらに、その後Aさんが死亡した場合には、死亡保険金5,000万円がX社に支払われます」
- 2) 「急な資金需要の発生により、X社が契約者貸付制度を利用した場合、当該終身保険契約は継続しているため、経理処理は必要ありません」
- 3) 「Aさんの勇退時に、役員退職金の一部として当該終身保険の契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更し、当該終身保険をAさんの個人の保険として継続することが可能です」

#### 【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問10》~《問12》)に答えなさい。

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんとの4人家族である。Aさんは、2023年中に購入した医薬品の費用について、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)の適用を受けたいと考えている。また、Aさんは、2023年中に養老保険の満期保険金および個人年金保険(10年確定年金)の年金を受け取っている。

#### <Aさんとその家族に関する資料>

·Aさん(60歳) : 会社員

・妻Bさん(52歳): 専業主婦。2023年中の収入はない。

・長女Cさん(20歳):大学生。2023年中に、アルバイトとして給与収入50万円を得ている。

また、長女Cさんが負担すべき国民年金の保険料はAさんが支払ってい

る。

・母Dさん(80歳) : 2023年中に老齢基礎年金50万円および遺族厚生年金50万円を受け取

っている。

#### <Aさんの2023年分の収入等に関する資料>

(1)) 給与収入の金額:800万円

(2)) 養老保険(月払)の満期保険金

契約年月 : 1990年7月

契約者(=保険料負担者)・被保険者:Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金受取人 : Aさん

満期保険金額 : 500万円

正味払込保険料 : 400万円

- (3) 個人年金保険(10年確定年金)の年金収入:100万円(必要経費は70万円)
  - ※ 契約者(=保険料負担者)・被保険者・年金受取人はAさんである。
  - ※ 配当金については考慮しないものとする。
- ※ 妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
- ※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
- ※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
- ※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

## 《問10》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、特定一般用医薬品等購入費の総額(保険金などで補填される金額を除く)が12,000円を超えるときに、その超える部分の金額(最高88,000円)を総所得金額等から控除することができます」
- 2) 「会社員であるAさんは、勤務先の年末調整においてセルフメディケーション税制の適用を受けることができます」
- 3) 「Aさんが支払っている長女Cさんの国民年金の保険料は、その全額がAさんの社会保険料控 除の対象となります」

#### 《問11》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

#### <資料>給与所得控除額

	. ,, ,		
給与	収入	金額	給与所得控除額
万円超		万円以下	
	$\sim$	180	収入金額×40%-10万円( <sup>55万円に満たない</sup> ) 場合は、55万円)
180	$\sim$	360	収入金額×30%+8万円
360	$\sim$	660	収入金額×20%+44万円
660	$\sim$	850	収入金額×10%+110万円
850	$\sim$		195万円

- 1)650万円
- 2)665万円
- 3)690万円

## 《問12》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①~③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i. 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、( ① )万円です」
- ii. 「長女Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんが適用を受けることができる長女Cさんに係る扶養控除の控除額は、(②)万円です」
- iii. 「母Dさんは老人扶養親族の同居老親等に該当するため、Aさんが適用を受けることができる母Dさんに係る扶養控除の控除額は、( ③ )万円です」
- 1) ① 26 ② 58 ③ 38 2) ① 38 ② 58 ③ 48 3) ① 38 ② 63 ③ 58

#### 【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問13》~《問15》)に答えなさい。

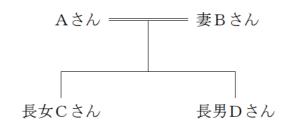
#### 

Aさん(72歳)は、妻Bさん(68歳)および長女Cさん(38歳)とX市内の自宅で同居している。長女Cさんは、X市役所に公務員として勤務している。また、長男Dさん(37歳)は、県外で会社員として働いており、X市に戻る予定はない。

Aさんは、普段から身の回りの世話をしてくれる長女Cさんに対して、現金の贈与をしたいと考えている。

また、長女Cさんと長男Dさんの関係は悪くないものの、Aさんは、自身の相続が起こった際に遺産分割で争いが生じるのではないかと心配している。

#### <Aさんの親族関係図>



#### <Aさんの推定相続人>

・妻Bさん : Aさんおよび長女Cさんと同居している。

・長女Cさん:公務員。Aさん夫妻と同居している。

・長男Dさん:会社員。妻と子2人で戸建て住宅(持家)に住んでいる。

#### <Aさんの主な所有財産(相続税評価額)>

・現預金 : 8,000万円

·自宅(敷地300㎡):7,000万円(注)

· 自宅(建物) : 3,000万円

(注)「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

#### 《問13》 生前贈与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが長女Cさんに現金を贈与し、長女Cさんが暦年課税を選択した場合、その年にAさんから長女Cさんへ贈与した財産の価額が贈与税の基礎控除額を超えるときは、贈与したAさんが贈与税の申告書を提出しなければなりません」
- 2) 「Aさんが長女Cさんに現金を贈与し、長女Cさんが相続時精算課税制度を選択した場合、累計で3,000万円までの贈与について贈与税は課されません」
- 3) 「Aさんが長女Cさんに現金を贈与し、長女Cさんが相続時精算課税制度を選択した場合、その選択をした年分以降にAさんから長女Cさんへ贈与する財産について、暦年課税へ変更することはできません」

#### 《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の 計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地について相続税の課税価格に算入すべき価額は 5.600万円となります」
- 2) 「円滑な遺産分割のための手段として遺言書の作成をお勧めします。自筆証書遺言は、その遺言の全文および財産目録をパソコンで作成し、日付および氏名を自書して押印することで作成することができます」
- 3) 「契約者(=保険料負担者) および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を推定相続人とする 終身保険に加入することをお勧めします。死亡保険金受取人が受け取る死亡保険金は、『500 万円×法定相続人の数』を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることが できます」

《問15》仮に、Aさんの相続が現時点(2024年5月23日)で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額(課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)が9,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

<資料>相続税の速算表(一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	$\sim$	1,000	10%	_
1,000	$\sim$	3,000	15%	50万円
3,000	$\sim$	5,000	20%	200万円
5,000	~	10,000	30%	700万円

- 1) 1,200万円
- 2) 1,275万円
- 3) 2,000万円

### 《模範解答》

問番号	解答		
第1問			
<u>問1</u>	2		
<u>問2</u>	1		
<u>問3</u>	3		
	第2問		
<u>問4</u>	2		
<u>問5</u>	1		
<u>問6</u>	2		
	第3問		
<u>問7</u>	1		
<u>問8</u>	1		
<u>問9</u>	3		
	第4問		
<u>問10</u>	2		
<u>問11</u>	2		
<u>問12</u>	3		
第5問			
<u>問13</u>	3		
<u>問14</u>	3		
<u>問15</u>	2		